# 賃貸借契約の基礎 「名かり」と

弁護士・ニューヨーク州弁護士 紫牟田 洋志

## なぜ契約は守られるの?

- \* 約束(契約)を破った相手に約束(約束)を守らせたい!どうする?
  - →裁判所へ訴え提起
  - →裁判所では、なぜ約束(契約)が守いれる。
  - →裁判所は、国会の定めた 生事に打束される。 「すべて裁判官は、この設心に従ひ独立してその職権を行ひ、 この憲法及び法律にのみ拘束される。」(憲法第76条第3項)
- \* 法律って何? 「法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、 両議院で可決したとき法律となる。」(憲法第59条第1項)

## 賃貸借契約はいつ成立?

- \* 「この部屋を貸しますよ。」 「ありがとうございます。」
  - →賃貸借契約成立?
  - →賃料と賃貸物の特定が必要 →なぜ? →民法601条

「賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収 益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対 してその賃料を支払うことを約することによって、 その効力を生ずる。|

### 借地借家法はどんな時に適用されるの? (cont'd)

\* 借家=建物の賃貸借とは?

- \* カートショップは?
  - →借地借家法の適用なく、民法が適用

## 借地借家法上の定期建物賃貸借と 普通賃貸借の違いは?(cont'd)

- \* 説明書面は重要
  - →「予め」は要注意!
  - →借地借家法38条2項

「前項の規定による建物の賃貸借をしようとするときは、建物の賃貸人は、<u>あらかじめ、</u>建物の賃借人に対し、同項の規定による建物の賃貸借は契約の更新がなく、期間の満了により当該建物の賃貸借は終了することについて、その旨を記載した書面を交付して説明しなければならない。」

#### 企業研修・セミナーについては、 お気軽にお問い合わせ下さい。

\* お問い合わせ先

紫牟田法律事務所

住所:福岡市博多区住吉1丁目2番25号キャナルシティ・ビジネスセンタービル9階

TEL 092-263-8705 / FAX 092-263-8706

URL: <a href="http://www.smt-law.jp/">http://www.smt-law.jp/</a>

受付時間:月曜~金曜 9:00~18:00

- ※土・日・祝日、夜間のご相談についてはお問い合わせください。
- ※出張相談にも対応しております。